

熊取町本人通知事前登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。）に基づき、住民票等を第三者に交付した場合、事前に登録をした者に対し、交付した事実を通知、証明することにより、住民票等の不正請求及び不正取得による権利侵害防止の一助とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書
- (2) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された住民票の写し、戸籍の附票及び消除された戸籍の附票の写し

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票等を請求する者の代理人
- (2) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票等を請求する者
- (3) 住民基本台帳法第12条第1項又は同法第20条第1項の規定により住民票等を請求する者の代理人
- (4) 住民基本台帳法第12条の3又は同法第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票等を請求する者

(登録対象者)

第3条 本町において、戸籍法に基づく戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者を含む。）、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳に記載されている者（その住民基本台帳から消除された者を含む。）又は戸籍の附票に記載されている者（消除された者を含む。）を登録対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は登録対象者とはならない。

(登録の手続き)

第4条 本人の住民票等を交付された事実の通知、証明を希望する者（以下「事前登録者」という。）は、本人通知登録申請書（様式第1号）により住民課の窓口において町長に申請しなければならない。ただし、法定代理人による申請又は登録対象者が疾病その他やむを得ない理由により自ら登録を申請できないときは、代理人により申請することができる。

2 前項の申請をする場合において、事前登録者は、町長に対し、マイナンバーカード（個

人番号カード)、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)その他本人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の申請において、現に申請の任に当たっている者が、申請をする者の代理人であるときは、町長に対し、法令の規定により又は申請する者の依頼により当該申請の任に当たるものであることを明らかにするため、次の各号に掲げる方法により提示し、又は提出しなければならない。

(1) 現に申請の任に当たっている者が法定代理人の場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法

(2) 現に申請の任に当たっている者が法定代理人以外の者である場合には、委任状を提出する方法

4 第1項の申請は、事前登録者が次の各号に該当する場合、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による方法で行うことができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により窓口で申請することができない場合

(2) 他市町村に居住している場合

5 前項の申請に当たっては、第2項及び第3項の規定を準用する。

(事前登録者の登録)

第5条 町長は、前条の申請が正当なものと認めた場合は、本人通知事前登録者名簿(様式第2号)に登録するものとする。

2 町長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録者であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(登録内容の変更又は廃止の届出)

第6条 事前登録者は、氏名、住所、その他登録の内容等に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、変更兼廃止届出書(様式第3号)を町長に届け出なければならない。ただし、法定代理人による届出又は事前登録者が疾病その他やむを得ない理由により、自ら届け出ることができないときは、代理人により届け出ることができる。

2 前項の届出に係る本人確認等に当たっては、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(登録の消除等)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を廃止しなければならない。

(1) 前条による廃止の届出があったとき

(2) 事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

(3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)

第 12 条第 1 項の規定により職権消除されたとき

(4) その他町長が登録を廃止する理由が生じたと認めたとき

(登録者への通知)

第 8 条 町長は、第 2 条第 2 項に規定する者からの請求により事前登録者の住民票等を交付したときは、事前登録者に対し、本人通知書（様式第 4 号）により通知する。

(証明書の交付申請)

第 9 条 前条の規定により通知を受けた者は、住民票等を交付した事実の証明を必要とするときは、住民課の窓口において交付申請書（様式第 5 号）に前条の通知書を添えて町長に申請するものとする。ただし、法定代理人による申請又は事前登録者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請できないときは、代理人により申請することができる。

2 前項の申請に係る本人確認等に当たっては、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

(証明書の交付)

第 10 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した住民票等交付証明書（様式第 6 号）を交付する。

(1) 交付した日

(2) 交付した住民票等の種別

(3) 第三者等の種別

(4) 交付枚数

(5) 自己の代理人である場合はその住所及び氏名

(手数料)

第 11 条 前条の規定する証明書の手数料については、手数料条例（平成 12 年条例第 4 号）の規定による。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 31 日から施行する。